

○ 元自衛官の再任用に関する訓令（昭和３６年防衛庁訓令第５９号）新旧対照表

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行																
第２条 元自衛官の再任用は、次の表の左欄に掲げる階級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢の者のうちから行う。 <table border="1"> <tr> <td>陸士長、海士長及び空士長以下</td><td>34歳未満</td></tr> <tr> <td>3曹陸曹、3等海曹及び3等空曹並びに2曹陸曹、2等海曹及び2等空曹</td><td>48歳未満</td></tr> <tr> <td>1曹陸曹、1等海曹及び1等空曹以上</td><td>49歳未満</td></tr> </table>	陸士長、海士長及び空士長以下	34歳未満	3曹陸曹、3等海曹及び3等空曹並びに2曹陸曹、2等海曹及び2等空曹	48歳未満	1曹陸曹、1等海曹及び1等空曹以上	49歳未満	第２条 元自衛官の再任用は、次の表の左欄の階級につきそれぞれ右欄の年齢の者のうちから行なう。 <table border="1"> <tr> <td>2士</td><td>25歳未満</td></tr> <tr> <td>1士及び士長</td><td>30歳未満</td></tr> <tr> <td>3曹及び2曹</td><td>35歳未満</td></tr> <tr> <td>1曹及び曹長</td><td>40歳未満</td></tr> <tr> <td>准尉以上</td><td>45歳未満</td></tr> </table>	2士	25歳未満	1士及び士長	30歳未満	3曹及び2曹	35歳未満	1曹及び曹長	40歳未満	准尉以上	45歳未満
陸士長、海士長及び空士長以下	34歳未満																
3曹陸曹、3等海曹及び3等空曹並びに2曹陸曹、2等海曹及び2等空曹	48歳未満																
1曹陸曹、1等海曹及び1等空曹以上	49歳未満																
2士	25歳未満																
1士及び士長	30歳未満																
3曹及び2曹	35歳未満																
1曹及び曹長	40歳未満																
准尉以上	45歳未満																